

# 小特集「最低生計費調査からみえる地方圏のリアル」へのコメント —地方の諸階層の生活実態に迫るユニークな研究

鷺 谷 徹

## はじめに

筆者は2022年10月8日に行われた社会政策学会第145回大会における社会保障部会主催の分科会「最低生計費調査からみえる地方圏のリアル」において3つの報告に対する予定討論を求められた。本稿は、学会大会における筆者のコメントをふまえつつ、直接的には、各報告者が執筆した本誌掲載の3本の論文に関するコメントという性格をもつ。

本誌においても学会大会と同様「小特集」として「最低生計費調査からみえる地方圏のリアル」というテーマが掲げられ、中澤秀一『最低生計費調査の到達点—地方圏における最賃とは』、石井まこと『最低生計費からみた地方圏賃金の低さと「地方消滅」—地方圏中高年ロスジェネ単身層に着目して—』、三好禎之『大分県最低生計費調査における年金生活者の消費支出傾向』の3論文が掲載されている。

まず、本特集の学問的位置づけについてはじめに述べておきたい。表題にあるとおり、3論文とも、「最低生計費調査」の結果、より具体的には、全国27都道府県で同一の調査方法によって行われたマーケット・バスケット方式による調査のうち、大分県の結果をふまえた、実証的研究であるということである。調査方法は中澤論文に詳しく示されているので敢えて繰り返さないが、マーケット・バスケット方式の伝統的な方法に加えて、いくつか新しい試みが加えられ

## (2) 小特集「最低生計費調査からみえる地方圏のリアル」へのコメント

ていることが特徴である。

以上をふまえるならば、各論文の評価基準はその方法の妥当性、調査結果そのものの評価の妥当性、そこから引き出される考察および政策的含意の妥当性にあるといえる。以下、この基準に基づいて順次検討していこう。

### 1. 中澤秀一論文について

マーケット・バスケット方式による最低生計費調査の歴史は浅くない。遡れば、シーボーム・ラウントリー (Seebohm Rowntree) によって19世紀から20世紀にかけて行われたイギリス・ヨーク市における貧困調査の方法に至る。

わが国でもラウントリーらの方法に学びつつ、戦前から様々な方法で様々な主体によって調査が行われてきた。とりわけ、1950年の生活保護法制定後、国の生活扶助基準の設定方式としてマーケット・バスケット方式が採用され、それは1960年まで続いた。なお、生活扶助基準の設定方式は1961年からは「エンゲル方式」、1965年からは「格差縮小方式」、1984年以降現在まで「水準均衡方式」がとられることになる。

マーケット・バスケット方式のメリット、デメリットについては中澤論文が端的に示している。メリットは「最低生活の内容が具体的に分かりやすい」こと、デメリットについては金澤誠一を引用しつつ「食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない」ことにあるとしている。要するに、食事の場合、肉体的再生産に必要なカロリーやその他の栄養素の量等が栄養学の知見によって客観的に示されるが、その他の衣食住の各要素について最低水準を客観的に示す指標が存在しないということである。逆にいえばこの点を解決すれば、マーケット・バスケット方式はたいへんメリットの大きい方法だということになる。マーケット・バスケット方式の研究史は、まさにその点をめぐる研究の積み重ねの歴史であった。

わが国の最低生活費（最低生計費）研究の歴史の中で、生活保護水準の決定をめぐり、非常に重要な役割を果たした調査研究がある。憲法第25条の「健康で文化的な最低生活」の水準はいかにあるべきかを直接裁判で争った最初のケースである朝日訴訟にその研究が大きな影響を与えた。

朝日訴訟の第1審、東京地裁判決（浅沼武裁判長）は原告朝日茂の主張を認め、「『健康で文化的な』とは国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、必ずや国民に『人間に値する生存』あるいは『人間としての生活』と叫ぶるものを可能ならしめるような程度のものでなければならない。……最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一は、現実の国内における最低所得層、たとえば低賃金の日雇労働者、零細農漁業者等いわゆるボーダーラインに位する人々が現実維持している生活水準をもつて直ちに生活保護法の保障する『健康で文化的な生活水準』に当ると解してはならないということである」とした。原告の主張そして判決の指す「健康で文化的な生活水準」は裁判の中でキイとなった原告側の労働科学研究所・藤本武証言によるものである。民間研究機関として戦前から最低生活費研究を展開していた財団法人労働科学研究所（現「公益財団法人 大原記念労働科学研究所」、以下「労研」とよぶ）は、1952年に、経済学者藤本武をキャップとする新たな最低生活費研究プロジェクトを開始した。もともと、労研は労働生理学、労働心理学等のいわば自然科学研究を柱として研究を展開していたが、研究方法の特徴は、異なる分野の研究者の共同調査研究にあった。藤本の研究チームには、医学者、生理学者、心理学者、衛生学者、栄養学者等の多分野の研究者が参加し、対象世帯の全メンバーの心身の状態を多数の指標によって正確に計測することを重視した。一方でマーケット・バスケット方式による生計費の調査を行い、心身状態と生計費の相関関係のデータから「閾値」の発見につとめた。藤本は裁判の証人として、「生活費の支出高に比例してある限度までは知能や能力が上がり、それから先は生活費の高騰にもかかわらず能力

#### (4) 小特集「最低生計費調査からみえる地方圏のリアル」へのコメント

その他人間的ないろいろな要素が横這い（プラトー）になる。……横這いになる線は二つあり、成人男子1人に換算して4,000円を下回ると母親の知能が割合高くても、子供の知能はガタ落ちし、7,000円をこえると母親の知能は非常に悪くても子供の知能は平均よりやや上ぐらいのところになっているという現象がとらえられた。そこで、(1952年当時の)7,000円を最低生活費、4,000円を最低生存費と結論づけた」と述べている<sup>1)</sup>。先に示した判決の概要と藤本の証言内容は明らかに対応しており、判決に与えた影響は大なるものであったことは明確であろう。一審判決は後に、東京高裁、最高裁で覆されることになるが、一審判決が与えた社会影響はたいへん大きく、実際に、生活保護基準は一審結審後、大きく引き上げられることになるのである。

話を元に戻そう。労研の研究にみるとおり、『健康で文化的な生活水準』について、いかにその客観的指標を明らかにするかがキイであり、本研究でもその点が問われる。

後回しになってしまったが、中澤論文に即して、その評価を検討しよう。中澤らの調査方法はまず、3つの調査すなわち、①「生活実態調査」②「持ち物財調査」、③「価格調査」を行う。その結果から、健康で文化的な生活をおくる上で何がどれだけ最低限必要なか＝その最低ラインをどう設定するかを検討する。そのラインとは「質素ながらも人間としての尊厳を保てるような暮らし」である。食費や住居費のうち先に言及した、栄養学的な外挿基準が存在しているものは除き、客観的な指標が存在しないものについては「7割以上が保有する品目で下から3割の人が保有する数量」を基準に判定するという。また監修者（分析者）の主観のみで生計費の積み上げが行われないよう、“土地勘”

---

1) 朝日訴訟運動史編纂委員会編(1971)『朝日訴訟運動史』草土文化。研究内容全体について詳しくは財団法人労働科学研究所(1954)『最低生活費に関する一研究』厚生大臣官房総務課(社会保障資料No. 23)または財団法人労働科学研究所(1960)『日本の生活水準』財団法人労働科学研究所を参照。

や“肌感覚”のある人びとの意見を採用し、試算の客観性を保つために、当事者が参加する「合意形成会議」で検討を行う。以上の方法はたいへんユニークなものであり、納得度は高い。客観性担保の一つの方法として評価されよう。

調査方法として一つの問題点は、サンプルの代表性の有無である。具体的にはサンプルの抽出方法とサンプル数が問題となる。民間機関が行う調査のいわば宿命であるが、無作為抽出によって、生活費調査のような被調査者にとって負担の大きい調査を行うことはたいへん困難である。従って、その点は一定の妥協をせざるを得ない。その点を補うのが本調査では「合意形成会議」であるともいえる。

本調査の目的の一つは、地域間格差の存在の検証である。この点に関して、筆者は表1の「教養・娯楽費」の地域間の差が大きい（最高値・北海道男女30,068円、最低値・新潟県男性14,970円）のはどうしてなのかが気になった。中澤論文では、「人口の多い大都市は家賃の相場が高いので、地方圏よりも住宅費は高くなる傾向がある。しかし、電車・バスなどの公共交通機関が利用できる都市部は交通費を低く抑えられるのに対して、地方圏では自動車が通勤、買い物、通院、レジャーなどの必需品であり、ガソリン代、駐車場代、メンテナンス費を含めて生活費を押し上げてしまう。結局、住宅費の差が交通費で相殺されてしまう」として、地域間格差に関する通説を否定しておりこのことが中澤論文の最も重要な成果といえる。しかし、「教養・娯楽費」の地域間格差については解釈が困難である。住宅費や交通費については、主観的判断が入りにくく、また、いわゆるハズレ値が少ないということは推測される。逆に、「教養・娯楽費」の場合、個々人の趣向や生活の背景等によってプライオリティが大きく異なることは推測される。やはり、この問題の解決は、サンプル数の増大しかないのではないかと考える。このように個々の項目のトレード・オフ関係は存在するが、最低生計費全体の評価を変えるほどのことではない。

## 2. 石井まこと論文について

石井論文と三好論文はいずれも最低生計費調査の中で得られたデータの一部を独自の視点から分析したものである。まず、石井論文がターゲットとするのは大分県の中高年単身層である。石井論文でとくに注目されるのは、40～50歳代の単身者の月間最低生計費は男女平均で304,301円であり、25歳単身者の最低生計費261,450円を4万円以上上回っていること、一方、大分県の最低賃金は822円/時間(2021年時点)であり、月150時間労働するとすると123,300円にしかならず、40～50歳代の単身者の最低生計費を18万円以上下まわっているということである。さらに、中高年単身者、とくに男性は「暮らしが「苦しい」、「やや苦しい」と答える人の割合が若年層と比べて高い。中でも、男性非正規の中高年層では「困窮感」を有する人が75%いる。男性中高年単身層の「困窮感」が高くなる理由として石井は生計費は年齢上昇とともに上がっていくが、賃金がそれに見合っていない点を強調する。

筆者は、石井の主張におおむね同意するが、一点、疑問を提示しておきたい。図1は最低生計費と稼得水準の格差を階層別に示したものであるが、階層ごとに稼得水準の根拠が異なっている。副収入等を度外視すれば、平均賃金や年金受給額との比較はわかるが、最低賃金との比較の意味はよくわからない。より、実態に近い稼得水準の指標を掲げるべきではないのか。

## 3. 三好禎之論文について

三好論文は直接的に最低生計費を取り上げた論文ではない。最低生計費調査で得られたデータを独自の方法で分析し、年金生活者に焦点をあて、その消費性向を主成分分析で明らかにした内容となっている。主成分分析の結果、第1主成分として、「外出」「プレゼント」「食事」等の日常的な生活向上に影響を与える支出＝「生活向上支出」を抽出した。第2主成分としては「介護」「ガ

ソリン」等「生活支援支出」を抽出した。三好の考察によれば、年金生活者の消費は抑制された傾向にあり、それは日本経済・地域経済の長期低迷とコロナ禍によるものであるという。さらに、籠山京の「履歴現象」説を援用し、子ども等の親族の家計収入の減少の補填のために、少なくない「プレゼント」支出が行われていると想定する。なお、分析前の予測では「医療費」支出が主要項目になると推察していたが、分析結果では影響が小さい項目となっており、このことは元気な年金生活者が多かったのか、あるいは受診を我慢する、あるいは受診できない状況があることも想定できるとしている。

最低生計費調査のいわば目的外活用という点で、ユニークな研究と評価したい。主成分分析の結果は、年金生活者の生活の断面を切り取った興味深いものであった。筆者の希望としては、前半の消費支出結果の分析がやや平板であり、クロスセクションの分析等を加えて、年金生活者の生活のイメージが具体的に明らかになることを望みたい。たとえば「家賃」を支払っているケースは37件で、平均家賃は30,360円と説明されているが、持ち家率はどれくらいなのだろうかといった疑問が生じる。

いささか無い物ねだりのコメントが続いてしまったが、全体としてみて、3論文の価値はたいへん高いものだといえる。地域を限定した客観的エビデンスに基づく実証研究が今後さらに発展していくことを願ってやまない。